

市税課からのお知らせ

市・県民税(個人住民税)

令和4年度から適用される市・県民税の主な税制改正は次のとおりです。

●住宅ローン控除の特例の延長等

住宅ローン控除の控除期間13年の特例について延長し、一定の期間(*)に契約した場合、令和4年末までの入居者を対象とします。また、この延長した部分に限り、合計所得金額が1,000万円以下の者について面積要件を緩和し、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅も対象とします。

※注文住宅は令和2年10月から令和3年9月末まで、分譲住宅などは令和2年12月から令和3年11月末まで。

●国や地方自治体の実施する子育てに係る助成等の非課税措置

子育て支援の観点から、保育を主とする国や自治体からの子育てに係る助成等について非課税とします。対象範囲は子育てに係る施設・サービスの利用料に対する助成とします。

(対象例) ・ベビーシッターの利用料に対する助成 ・認可外保育施設等の利用料に対する助成
 ・一時預かり、病児保育などの子を預ける施設の利用料に対する助成
 ※上記の助成と一体として行われる助成についても対象
 (生活援助、家事支援、保育施設等の副食費・交通費等)

●退職所得課税の見直し

役員等以外の方で、勤続年数5年以下の方については、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額の2分の1の額を課税の対象としていましたが、令和4年1月1日以降に支払いを受ける退職手当等については、退職所得控除額を控除した後の金額のうち300万円を超える部分について、2分の1の額ではなく、全額を課税の対象とします。

●特定配当等および特定株式等譲渡所得金額に係る申告手続きの簡素化

個人市・県民税において、特定配当等および特定株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について源泉分離課税(申告不要)とする場合に、原則として、所得税の確定申告書の提出のみで申告手続きが完結できるよう、所得税の確定申告書の「住民税に関する事項」に項目を追加します。

●税務関係書類における押印義務の見直し

提出者等の押印をしなければならないとされていた税務関係書類(確定申告書、住民税申告書等)について、押印を要しないこととします。

◆税制改正の詳細は市ホームページにも掲載していますので、ご覧ください。

▶市税課市民税係(☎64・3145)

12月10日～16日は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。

日本政府は、拉致被害者に関する捜査・調査及び情報収集活動を進めており、今後の動向が注目されます。政府認定拉致被害者17人のうち、兵庫県関係者では有本恵子さん、田中実さんの2人が認定を受けています。さらに、拉致の可能性を排除できない行方不明者の中にも兵庫県関係者の方がおられます。

拉致問題は一刻も早く解決しなければならない人権侵害問題です。この機会に、拉致問題についての関心と認識を深めましょう。

詳しくは [政府拉致問題対策本部](#) [検索](#)

▶人権推進課(☎64・3151)



新たな認知症キッズサポーターが誕生しました!

認知症サポーターは、認知症の方や家族を見守り、応援する人です。市内の小学校を対象に「認知症キッズサポーター養成講座」を実施しました。児童たちは、認知症キャラバン・メイト(ボランティア)による講義や寸劇を通じて、認知症について学びました。

▶地域包括支援課(☎64・3125)

今日から認知症サポーター!

オレンジリング(認知症サポーターの証)をつけて、認知症の人を温かく見守ります。3月～10月の間でこんなにも心強い味方が増えました!(学年は、受講時のものです)



西栗栖小学校3・4年生(現4・5年生)



神部小学校4年生(現5年生)①



神部小学校4年生(現5年生)②



神部小学校4年生(現5年生)③



越部小学校4年生(現5年生)



新宮小学校4年生(現5年生)①



新宮小学校4年生(現5年生)②



揖西東小学校5年生



東栗栖小学校4年生

たつの市キャラバン・メイトのみなさんの活動の様子

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりにボランティアで協力してくださっています。

